

(案)

白老町教育大綱

令和3年4月
白老町

第1章 教育大綱について

1 策定の趣旨

「教育大綱」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を総合教育会議において教育委員会と十分協議のうえ、町長が定めるものです。

平成28年に策定した「白老町教育推進基本計画」においては、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」としての性格をもつとともに教育大綱として位置付けられるものとして策定されました。

2 策定の留意点

(1) 大綱は、町の教育等に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めるものではないこととされています。

(2) 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の「教育振興基本計画」における基本的な方針を参酌し、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、町長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであることとされています。

(3) 策定にあたっては、「白老町教育推進基本計画」の教育推進基本理念、教育推進基本目標の考え方に基づいたものとしています。

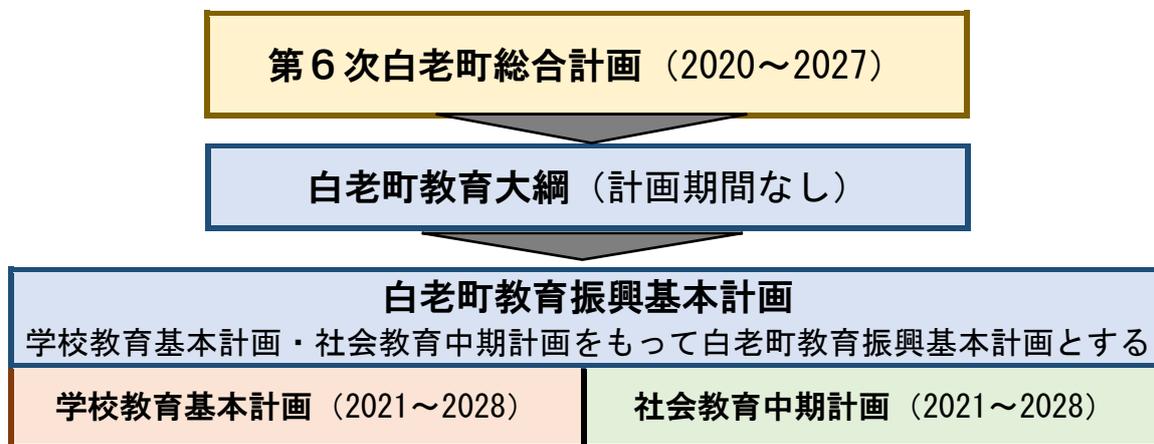
3 対象期間

本町の教育に対する基本的な理念や将来に向けた方向性等普遍的な内容とすることとし、計画期間の定めを持たないものとして策定します。

ただし、関連する各種計画の見直し時期において、教育を取り巻く環境や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて総合教育会議により見直しの検討を行います。

4 関連計画との体系図

この大綱の体系は、第6次白老町総合計画が示す政策の基本的な方向に沿った教育分野の特定分野別計画として位置付けられます。



第2章 白老町教育大綱

1 教育推進基本理念

教育を取り巻く状況を踏まえるとともに、「白老町民憲章（昭和50年制定）」、「白老町教育目標（平成3年制定）」、「第6次白老町総合計画」が示すまちづくりの将来像、「しらおい子ども憲章（平成26年制定）」、「白老町教育推進基本計画」等に基づき、白老町の教育推進の基本理念を次のとおりとします。

ともに学びあい ころろひびかせ 笑顔かがやく 教育の町 しらおい

「ともに学びあい」

子どもも、大人も思いやりや感謝の心、互いに支え合ってともに生きる心を大切にし、ふるさとへの愛着や誇りを育みながら、ともに学び合い、成長する教育を推進します。

「ころろひびかせ」

子どもも、大人も、自らの夢や希望を実現していこうとする自立の精神を育むとともに、自他の考えを尊重し、共感しあいながら主体的に学び、考え、行動することを通して、豊かな自立を獲得する教育を推進します。

「笑顔かがやく」

子どもも大人も、夢や希望、生きがいを持ち、その実現に向かって、いきいきと学び、個性を輝かせ、元気な笑顔があふれる教育のまちづくりを推進します。

～めざす人間像～

- 1 生涯を通して自ら学び、知性と情操を高め、理想を求める人に
- 2 自然を愛し、文化を高め、住みよい郷土の未来を築く人に
- 3 自らを見つめ、人を思いやる豊かな心を育む人に
- 4 勤労を重んじ、互いに励ましあい、社会のきずなを深めるひとに
- 5 自他の生命を尊び、心身を鍛え、健康で安全な生活を心がける人に

～めざす子ども像～

進んで学び、やさしく思いやりがあり、元気でたくましい、しらおいの子ども

2 基本方針

教育大綱の理念の実現を目指し、基本方針を定めます。

基本方針1 自らの可能性を拓き、新たな社会を生きる子どもを育成します

かつてない大きな社会の変革期を迎え、どのような時代が訪れようとしているのかを受け止め、見極めることが大切です。

その中で人間らしく豊かに生きていくためには、自らの可能性を信じ、これからの社会に必要な資質や能力を身に付け、高めることが求められています。

このことから、子どもの人権を尊重し、主体的に社会に参画する力や豊かな人間性、体力の向上など新たな社会を自立して生きる力を育みます。

基本方針2 生涯を通じて、自ら学び続ける人の多様な学びを推進します

人生 100 年時代を豊かに生きるためには、生涯を通じて学び続け、学んだことを生かして生きがいを持ち、一人ひとりが活躍しながら個性豊かに健康な生活を送ることが大切です。

そのため、「いつでも、どこでも、何度でも学ぶことができる環境」とライフステージに応じた社会教育の提供を通して、町民一人ひとりの学習意欲を高め、いきいきとした生涯学習社会の創造に努めます。

基本方針3 郷土を愛し、地域ぐるみで生きる力の基盤を育む教育環境を整えます

グローバル化の進展により多様な人々との関わりが増える一方で、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、家族形態の変容、ライフスタイルの多様化等、地域で子供を育てることが難しい時代を迎えています。

そのため、ふるさとの豊かな自然環境や歴史、伝統、文化、産業等の理解を深め、郷土への誇りと愛着を育みこれからの白老町を担う人づくりが求められています。

このことから、家庭や地域社会が身近な「学びの場」として十分な機能を発揮できるよう家庭・地域との連携・協働を推進し、学び続ける地域基盤の形成に努めます。

《参考》大綱策定に参酌する関係計画および根拠法令等

《（1）第6次白老町総合計画》

基本方針3 教育文化分野 ～豊かな心を育み、生きがいを感じる学びのまち～

学校教育	生きる力を育み、郷土に誇りと愛着をもった、次世代を担う子どもたちが育つまちを実現します。
社会教育	いつでも、だれでも生涯にわたり学習し、わかる喜びや学びの楽しさを実感しながら、みんなが活躍できるまちを実現します。
芸術文化	先人が築いた地域の歴史や文化に触れ、文化的に暮らせるまちを実現します。
スポーツ	身近で気軽なスポーツを楽しみながら、健康的に暮らせるまちを実現します。
民族文化	アイヌ新法の理念に基づき、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、次世代へ継承されるまちの実現を目指します。
人権	町民一人ひとりの人権が尊重され、偏見のない、誰もが幸せに暮らせるまちを実現します。

※一部抜粋

《（2）第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略》

基本目標2 未来を拓く次代のひとづくり（※一部抜粋）

白老独自の自然・歴史・文化を活かしながら、まちの宝である子どもたちに対して、郷土愛を醸成し、豊かな感性と生きる力を育む教育を進めることにより未来を拓く次代のひとづくりを目指します。

《（3）白老町教育推進基本計画》

教育推進理念及びめざす人間像、めざす子ども像は継承します。また、教育推進基本目標については、考え方や方向性を継承することとします。

《（4）第3期教育振興基本計画（2018～2022）》

《（5）北海道総合教育大綱（計画期間なし）及び北海道教育推進計画（2018～2022）》

《関係法令》

▶教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

▶地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

▶白老町総合教育会議設置要綱

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

(1) 白老町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)の策定に関する協議

(2) 白老町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

